

欧州委員会コミュニケーション（指針）  
「英国のEU離脱に向けた緊急時対応措置の準備現況」  
2019年6月12日付 COM(2019) 276 final（仮訳）

2019年8月

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外調査部 欧州ロシア CIS 課

#### 【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

また、仮訳はジェトロが作成したもので、必ずしも EU の正式な見解を反映するものではありません。仮訳に含まれる情報について、欧州委員会はいかなる責任も負いません。

This text is a Japanese translation of the European Commission's publication. The translation is produced by JETRO and the content of this translation may not reflect the official opinion of the European Union. The Commission is not responsible or liable whatsoever with regard to the information therein.

[COM\(2019\) 276 final “State of play of preparations of contingency measures for the withdrawal of the United Kingdom from the European Union”](#)

<http://eur-lex.europa.eu>, © European Union, 1998-2019

## 欧州委員会から欧州議会、欧州理事会、EU 理事会、欧州中央銀行、欧州経済社会評議会、地域委員会及び欧州投資銀行へのコミュニケーション（指針）

### 英国の EU 離脱に向けた緊急時対応措置の準備現況

#### 1. はじめに

英国は EU からの離脱を決定し、欧州連合条約（TEU）第 50 条の下での手続を発動した。英国による要請を受け、（第 50 条に関する）欧州理事会は 2019 年 4 月 11 日<sup>1</sup>、TEU 第 50 条第 3 項に規定されている期間を<sup>2</sup>2019 年 10 月 31 日までさらに延長することに合意した<sup>3</sup>。英国が 2019 年 10 月 31 日以前の段階で離脱協定を批准した場合<sup>4</sup>、批准手続が完了した月の翌月の初日に離脱することになる。欧州委員会は引き続き、離脱協定に基づく英国の EU からの秩序ある離脱が最善の結果だと考えている。

英国が 2019 年 10 月 31 日までに離脱協定を批准するか、又は 3 度目の延期を要請し、欧州理事会（第 50 条）が全会一致でこれに合意しない限り、TEU 第 50 条第 3 項が定める期間はその時点で終了する。そして、秩序ある離脱を確保する協定なく、英国は 2019 年 11 月 1 日から第三国となる。英国によるその批准、及び英国の国内状況全般に関し続いている不確実な状況に照らし、また（第 50 条に関する）欧州理事会がプロセス全体を通して強調してきたアプローチに沿って、あらゆる主体が、合意なき離脱を含め、起こり得るあらゆる結果に備え続けなければならない。

（第 50 条に関する）欧州理事会は 2019 年 6 月 20 日から 21 日までの欧州理事会会合において進捗状況を確認することを決定した。欧州委員会は、その状況確認へのインプットとして、また英国の EU 離脱（ブレグジット）に対する準備及び緊急時対応に関する過去 4 回の欧州委員会指針<sup>5</sup>へのフォローアップとして、EU 及び EU27 加盟国が講じてきた準備及び緊急時対応措置、延長期間の影響、及び実施する必要がある残りの準備作業を本指針に取り入れる。欧州委員会は、加盟国と利害関係者に対し、延長期間を利用し、必要とされるあらゆる準備及び緊急時対応措置が適切に講じられているかどうかについて検証するよう要請する。

欧州委員会が一貫して強調してきたように、緊急時対応措置により軽減できるのは、合意なき離脱による最も深刻な混乱のみである。欧州委員会は異なるシナリオにお

<sup>1</sup> 欧州理事会決定(EU)2019/584、OJ L 101、11.4.2019、p. 1。

<sup>2</sup> 英国の要請を受け、欧州理事会は 2019 年 3 月 22 日に最初の延長を決定した（欧州理事会決定(EU)2019/476、OJ L 80I、22.3.2019、p. 1）。

<sup>3</sup> 英国による 2 度目の延長要請を受け、欧州理事会は 2019 年 4 月 11 日、英国が欧州議会選挙を行わず、かつ 2019 年 5 月 22 日までに離脱協定を批准しなかった場合には、2019 年 10 月 31 日まで延長する決定の適用を 2019 年 5 月 31 日に中止することも決定した。英国は離脱協定を 2019 年 5 月 22 日までに批准しなかったため、2019 年 5 月 23 日に欧州議会選挙を実施した。

<sup>4</sup> グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国の EU 及び欧州原子力共同体からの離脱に関する合意、OJ、C 144I、25.4.2019、p. 1。

<sup>5</sup> 19.7.2018: COM(2018) 556 final/2; 13.11.2018: COM(2018) 880 final; 19.12.2018: COM(2018) 890 final; 10.4.2019: COM (2019) 195 final.

いて生じ得る経済的影響について予測してはいないものの、英国の合意なき離脱が深刻な経済的悪影響をもたらすこと、そしてその影響がEU27加盟国よりも英国国内において相対的にはるかに大きいことは明らかである<sup>6</sup>。加盟国及び利害関係者は、準備をすることでそれぞれが被る合意なき離脱の悪影響を軽減できる可能性が高い。全ての経済部門横断的な高度な備えもまた、悪影響を緩和するだろう。

2019年4月10日付のブレグジットに向けた準備に関する第4次指針<sup>7</sup>で述べたように、欧州委員会は、利用可能な基金及び秩序なき離脱の結果生じ得るEU予算の歳出及び歳入面の調整を考慮し、最も影響を被る分野及び産業部門への影響を緩和するための財政支援措置を提案する用意がある。影響を受ける利害関係者に対するより即時的な支援のため、EU国家補助規制は各国措置に対して柔軟な解決策を提供する。

## 2. EUの準備及び緊急時対応措置はその目的にかなっていない

EUは当初の離脱日（2019年3月30日）に先立ち、既に英国の離脱に対する準備を整えていた。全てのEU機関とEU27加盟国が同日までに実施した広範な作業は、適切に維持されている。

EUレベルの措置は、英国のEU離脱に向けた準備に関する2019年4月10日付の第4次指針に要約されている。欧州委員会は英国の離脱に備えて19法案を提出した。欧州議会及び理事会は、これらのうちの18法案を採択し、残りの1法案についても政治的合意に達した。これは2019年度(暦年)のEU予算に関する法案であり、2019年6月に正式に採択される見込みである。これらの法令は附属書1に列挙されており、輸送から社会保障面の調整、そしてエラスムス・プラス、さらに英国国民に適用されるビザ制度までを網羅するものである。また、欧州委員会は、複数の政策分野における63の非立法措置を採択した。

欧州委員会は、TEU第50条第3項の期間延長を考慮し、EUレベルのあらゆる対策が変わらず目的に適っているかどうかを評価するため、これらの対策の精査を行った。欧州委員会はこの精査結果に基づき、EUによるこれらの立法措置及び非立法措置が引き続き意図した目的に適っていると考える。したがって、それらを実質的に修正する必要はない。欧州委員会としては、新たな離脱日までに新たな措置を講ずることを計画していない。

大半のケースにおいては、これらの各措置の適用時期及び有効期間は新たな離脱日に合わせて自動的に調整され、文言の修正は不要である。一部のケースでは、その

---

<sup>6</sup> 貿易と非貿易の両方のチャンネルを調査対象に含めた外部調査の結果は、合意なき離脱（ノー・ディール）のシナリオに基づき、英国が世界貿易機関の『最恵国待遇』（MFN）ルールの適用対象となった場合に英国のGDPが短期的に減少することを示唆している。例えば、いずれもベースラインとの比較で、IMF世界経済見通し（2019年）では5年間で3.7%から4.9%の間での減少を見込む一方、イングランド銀行（2018年11月）では4.75%から7.75%の間での減少を見込んでいる。EU27カ国における平均的な短期的影響に関しては、IMF（2019年）の推定値は1%を大きく下回っている一方、イングランド銀行による調査はEU27カ国の推定値を一切示していない。長期的な影響に関しては、幾つかの外部調査が英国のGDPにおよそ3%から8%までの長期的な悪影響が及ぶことを示唆している。IMF（2019年）はほぼ3%と推定しており、英国政府（2018年）は7.7%としている。EU27カ国への平均的な長期的影響に関しては、IMF（2019年）の推定値は1%を大幅に下回り、他の大半の調査結果もこれに沿ったものとなっている。

<sup>7</sup> COM (2019) 195 final.

措置の効力が終了する日付が確定している。欧州委員会は、これらの法令が失効する前に、新たなスケジュールを考慮した技術的調整を行う必要があるかどうかについて、今後検討を行う。

さらに、欧州委員会は、英国から付与された保証に基づき、2019年4月12日という前回の離脱日を考慮したEU衛生植物検疫法に基づく16の非立法的緊急時対応措置<sup>8</sup>を採択した<sup>9</sup>。離脱日の延期により、これらの対策はもはや現状に合わないものになっている。しかしながら、英国が必要な保証を引き続き提供するのであれば、2019年11月1日時点から適用できるよう、これらの対策は再採択されるだろう。

欧州委員会が公表した93テーマの通知<sup>10</sup>は、離脱の影響を受ける多くの分野において、引き続き利害関係者及び当局に指針を提供するものである。離脱日が変更されたが、英国の離脱による影響に関してこれら通知が提供する法的分析は影響を受けない。

さらに、欧州委員会とEU27加盟国、並びに業界の代表及び市民社会との間では、準備及び緊急時対応にかかる一般的な問題、並びに特定の分野、法律及び行政面の特定の問題に関して技術的な議論と意見交換が続けられている。これらの議論はプロセス全体を通して行われてきており、数多くの課題の明確化を可能にした。

### 3. 特定分野において現在進められている準備

ブレグジットに向けた準備に関するこれまでの通達は、幅広い分野及び関連する検討事項を取り扱ってきた。本項では、今後数カ月の間に継続的かつ特別な警戒が必要とされる分野に焦点を絞る。

欧州委員会が一貫して述べてきたように、英国のEU離脱に対する準備は行政と事業者の共同の取組である。全ての利害関係者には、あらゆるシナリオに備える責任がある。関係する市民も同様に準備しなければならない。

一部の分野では、2019年3月に、適応するための時間が十分に与えられていないことを複数の企業が示唆した。欧州委員会は利害関係者に対し、2019年10月31日までの延長期間を活用し、英国のEU離脱に備えるために必要なあらゆる対策を講ずることを強く奨励する。関係者は、必要な規制の認可を確保し、国境を越える取引のための行政上の手続並びに拠点の移転、企業の組織再編又は契約の調整に必要な措置を確実に講じるべきである<sup>11</sup>。特に、要件及び必要な認証に適合しない製品はEU市場に上市することができなくなる。上述のように、欧州委員会は、起こり得るノー・ディール<sup>11</sup>のシナリオを想定してなんらかの新たな措置を講じることも、事業者による準備の失敗を補償することも計画していない。欧州委員会は、離脱日の延期

---

<sup>8</sup> OJ L 100 I, 11.4.2019, and L 103, 12.4.2019.

<sup>9</sup> これらの措置は次の対策を網羅している。(i)英国及び王室属領の2019年の残留物質モニタリング・プログラムの承認。(ii)牛海綿状脳症(BSE)に関連する英国及び王室属領の地位の確立。(iii)英国及び王室属領の、生きた動物や動物製品をEUに輸出することを許可された第三国としてのリスト掲載。(iv)英国からの輸入と最も関わりのあるEU27カ国における国境検査所の新設又は既存国境検査所の拡張の承認。

<sup>10</sup> [https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/preparedness-notices\\_en](https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/preparedness-notices_en)

<sup>11</sup> 例えば、契約する際の英国法管轄の選択(詳細については関連する利害関係者向けの次の通達を参照：[https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/file\\_import/civil\\_justice\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/file_import/civil_justice_en.pdf))。

により可能となった追加期間は、原則として事業者が適応するために十分なものとなるであろうこと、したがって、免除又は特例を利用できる場合であっても、本来であればそのような措置は不要であると考えている。

EU27 加盟国の各国、地域及び地方当局は、英国の離脱に対する備えに中心的な役割を果たしてきた。EU27 加盟国全てが適切な法令及び戦略を導入し、実用性のある準備を整えた。EU27 加盟国は、欧州委員会が EU の緊急時対応措置に関して行ったように、第 50 条第 3 項に基づく期間延長が行われたことを受けて自国の国レベルの緊急時対応措置が引き続き目的にかなっていないかどうかを確認するため、それらの措置の精査を行うべきである。ノー・ディールでの離脱の場合には、最終的な準備措置を遅くとも 2019 年 11 月 1 日までに適用しなければならない。

### 市民の居住及び社会保障受給資格

英国国民の居住する権利に関して、EU27 加盟国は 2019 年 4 月 12 日以前に、英国国民及びその非 EU 市民の家族がノー・ディールの離脱直後から適法な居住者であり続けられるよう、国レベルの緊急時対応措置を準備又は採択した。加盟国の直面する課題は、各国の法的・行政的システムや自国領内に居住する英国国民の数に応じて異なることから、欧州委員会は、国ごとの柔軟性が必要となる点を認識しつつ全体的なアプローチの一貫性を確保するため、EU27 加盟国と協力している。

状況をより明確にするため、欧州委員会は EU27 加盟国と緊密に協力し、居住権に関する各国措置の概要をブレグジットに向けた準備についてのウェブページ上に掲載した<sup>12</sup>。欧州委員会は、EU27 加盟国から寄せられた最新の情報をもとにこの概要を継続的に更新する。欧州委員会は EU27 加盟国に対し、自国領内に居住する英国国民への働きかけを継続するよう要請する。欧州委員会は、EU に現在居住する英国国民の法的地位を保護することが優先事項であることを念押しする。

英国国内に居住する EU 市民に関しては、英国政府のアプローチに関する情報を英国政府のウェブサイトを確認できる<sup>13</sup>。

また、ブレグジットに向けた準備に関する 2019 年 4 月 10 日付の第 4 次指針で説明したように、欧州委員会は、ノー・ディールのシナリオで EU の緊急時対応のための規則により提供される**社会保障受給資格**の保護レベルを補完するためにも EU27 加盟国と協力している<sup>14</sup>。これには、離脱日以前の資格が英国に関連する、あらゆる被保険者に適用される調整された片務的な緊急時対応アプローチが含まれる。このほか、EU27 加盟国は、離脱後の英国国内における就労期間、保険加入期間及び居住期間に対して片務的に通算（aggregation）の原則を適用するか、又はさらなる一方的な措置を講じることを選択できる<sup>15</sup>。また EU27 加盟国は、自国領内に居住する英国の被保険者に対して医療へのアクセスを許可することもできる。欧州委員会は各国の措置の概要をまとめた<sup>16</sup>。その内容はそれぞれの特異性を反映しており、講じられた対

<sup>12</sup> [https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/citizens-rights\\_en](https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/citizens-rights_en).

<sup>13</sup> <https://www.gov.uk/eusettledstatus>.

<sup>14</sup> 英国の EU からの離脱後の社会保障面の調整の分野における緊急時対応措置を確立する 2019 年 3 月 25 日の欧州議会及び理事会規則(EU)2019/500、OJ L 85I、27.3.2019、p. 35。

<sup>15</sup> 老齢年金以外の現金給付を英国に輸出する可能性を引き続き提供するなど。

<sup>16</sup> [https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/citizens-rights\\_en](https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/citizens-rights_en).

策をめぐって加盟国間に多少の違いが見られるものの、協調的アプローチにより EU27 加盟国間共通の保護のためのベースラインレベルが確保されている。EU27 加盟国は、延長期間を利用して市民を支援し、英国の離脱に備えて必要な情報に確実にアクセスできるようにするべきである。

### 医薬品、医療機器及び化学物質

英国の EU 離脱により影響を受ける医薬品として、2 種類のヒト用・動物用のものがある。すなわち、欧州委員会により一元的に承認されている医薬品と、加盟国により各国レベルで承認されている医薬品である。2019 年 4 月 12 日までに、一元的に承認されている医薬品のうちまだ規制に適合していないものは少数（約 1%）であった。この状況は管理可能である上、対処することが製薬業界と患者の両方にとっての利益になる。欧州医薬品庁（EMA）は現在、一元的に承認されている製品の規制遵守プロセスをほぼ完了している。なお多くの作業が、各国レベルで承認されている製品について残されている。延長期間を活かし、EMA 及び各国の医薬品承認機関と緊密に協力して 2019 年 10 月 31 日までに残りの医薬品の規制遵守を確保することを、製薬業界に対し強く推奨する<sup>17</sup>。英国から EU27 加盟国へのバッチ試験施設の移転に関して、欧州委員会は 2019 年 3 月、一定の条件を満たせば、企業が暫定的な免除を受ける可能性を示すガイダンスを発表した<sup>18</sup>。第 50 条第 3 項に基づく期間延長によりこの問題の深刻さが緩和されたはずであるものの、品質管理試験施設の EU27 加盟国への移転を迅速に完了させるため、一元的に承認された製品及び国内で承認された製品の両方についてそのガイダンスを引き続き有効とする。

さらに、英国の認証機関（notified body）から EU27 加盟国の認証機関への医療機器の認可の移管が進行中である。英国の複数の認証機関が、EU27 加盟国内に新たな機関を設立するか、EU27 加盟国と協力して顧客の認可を EU27 加盟国に移管している。2019 年 4 月 12 日より前に認可証を移管する作業は大きく進展していたものの、2019 年 10 月 31 日までに完全な遵守を達成するにはまだかなりの作業が残っている。英国の認証機関が全ての顧客の認可を期限までに移管できそうにない場合には、製造業者は、自社の認可を自らの手で EU27 加盟国の認証機関に移管することを強く推奨する。企業が重要な製品に関する自社の準備措置と、自社の認可を適時に移管できる EU27 加盟国の認証機関を見つける作業に集中できるよう、加盟国は支援するべきである。加盟国は、この問題の進展について特に医療機器ネットワークに関する管轄当局のブレグジット・タスクフォースで定期的に議論しており、また、欧州委員会とも定期的に連絡を取り合っている。欧州委員会は、第 50 条第 3 項の期間の 2019 年 10 月 31 日までの延長により、認可の移管と製品ラベルの適合の両方を完了させるのに十分な期間が与えられたものと考えている。

化学物質に関しては、2019 年 4 月末時点で 463 物質の REACH への登録が EU27 加盟国に移管されていたものの、718 物質の登録が依然として英国に設立された登録機関にのみ存在していた。欧州化学物質庁（ECHA）は、その REACH 登録を離脱日前に

---

<sup>17</sup> 相互認証及び分権化手続に関する調整グループ-人用/動物用（CMDh/CMDv）の月次会合及び医薬品庁ネットワーク会議（HMA）とそのブレグジット・タスクフォースとの定期会合の間に、これらの準備行動の進捗状況に関する情報を加盟国間で交換し、欧州委員会及び EMA と共有する。

<sup>18</sup> 所管官庁は、正当な場合において、2019 年末を超えない限られた期間中、英国で実施された品質管理テストを信頼することを販売承認保持者に対して認めるために（ヒト用医薬品に関する）指令 2001/83/EC 第 20 条(b)及び（獣医薬品に関する）指令 2001/82/EC 第 24 条(b)の適用免除を利用することができる。



移管するために必要な対策を講じるため、REACH-IT<sup>19</sup>に『ブレグジット・ウィンドウ』を開設した。ECHA は、第 50 条第 3 項の期間の直近の延長を踏まえて、ブレグジット・ウィンドウを 2019 年 10 月 31 日まで維持する。英国を本拠とし、登録をまだ EU27 加盟国に移管していない登録人を抱える企業に対し、この機会を利用し、EU27 加盟国に拠点を置く共同登録人候補及び川下のユーザーと接触し、調整することを強く推奨する。登録が移管されない場合、当該化学物質は離脱日をもって EU 市場に上市できなくなる。REACH 認可の分野において、英国に拠点を置く認可申請者は、供給の混乱を避けるために EU27 加盟国に拠点を置く企業に申請を移管しなければならない。

### 関税、間接税及び国境検査所

欧州委員会は関税及び間接税の分野において、前回の離脱日に先立ち、関税、付加価値税（VAT）及び物品税に関する多数の技術会合を開催し、ガイダンスノートを発表した<sup>20</sup>。離脱日までの間、分野横断的に現状を見直した追加的議論を各国の行政機関と行う予定である。また、ワークショップ<sup>21</sup>、オンラインビデオ又はアニメーションを利用した国内の税関職員を対象とする特定の研修、並びに新規税関職員の採用及び既存職員の再訓練のための短期集中プログラムの開催にも注力している<sup>22</sup>。

欧州委員会はさらに、EU 企業やあらゆる利害関係者に対して、英国の離脱に向けた準備に手を差し伸べるために、2019 年 2 月 18 日に立ち上げた<sup>23</sup>多言語コミュニケーション・キャンペーンを継続している。コミュニケーション・ツールには、例えば専用のウェブサイト<sup>24</sup>、パンフレット、税関ガイド、及びノー・ディールでの離脱となった場合でも EU 関税法典が英国に関して実施されることを確保するために導入されている技術的な解決策に関するウェブベースの解説などが含まれる。

各国政府は、主に EU において英国との貿易で主要な出入拠点となる加盟国のインフラ及び人的資源に多大な投資を行ってきた。加盟国はまた、事業者及び利害関係者を支援するための研修及びコミュニケーション関連の取組でも欧州委員会に協力している。

影響を受ける事業者の数が多いためを考慮すると、関税分野における企業の準備のレベルについて正確に判断することは困難であるものの、統計的な証拠は、対策が講じられていることを示している。

第一に、将来的な輸出入行為のために関税当局により登録された全ての事業者に付与される、EU の登録・識別（EORI）番号が 2019 年 2 月から 3 月にかけて大幅に増

---

<sup>19</sup> [https://echa.europa.eu/uk-withdrawal-from-theeu?utm\\_source=echa.europa.eu&utm\\_medium=display&utm\\_campaign=customerinsight&utm\\_content=banner](https://echa.europa.eu/uk-withdrawal-from-theeu?utm_source=echa.europa.eu&utm_medium=display&utm_campaign=customerinsight&utm_content=banner)

<sup>20</sup> ガイダンスノートは [https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/uk\\_withdrawal\\_en](https://ec.europa.eu/taxation_customs/uk_withdrawal_en) で確認できる。

<sup>21</sup> 15 の追加的ワークショップが 2019 年末まで予定されている。

<sup>22</sup> 三つの短期集中研修プログラムが現在、全加盟国を対象に EU の全言語で提供されており、これには EU の研修教材に直接アクセスすることも含まれる。

<sup>23</sup> 報道発表： [http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-19-901\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-19-901_en.htm)

<sup>24</sup> [https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/uk\\_withdrawal\\_en](https://ec.europa.eu/taxation_customs/uk_withdrawal_en)



加した<sup>25</sup>。欧州委員会はこの点に関して、事業者が離脱日までに必要なデータを提出し、登録に必要な手続を取ることができることを明確にしている<sup>26</sup>。第二に、一定の税関手続の促進や簡素化が認められる認可事業者（AEO）資格の申請件数もまた増加している<sup>27</sup>。これらの動向は、関税手続の分野において利害関係者の準備がさらに進んでいることを示しているものの、それは、必要な準備対策が全て完了したことを意味するものではない。特に、EORI 番号の割当てを受けること及び AEO 資格は、事業者がノー・ディールのシナリオに備えるために必要な行動の一部に過ぎない。ノー・ディールとなった場合、例えばロジスティクスや運用計画の変更、あるいは通関に関する専門家の雇用が必要になるかもしれない。最後に、さらなる取組が求められるのは、英国に近い国々に限られない。すなわち、離脱日以降も英国との取引を継続するつもりのある EU27 加盟国の企業は、行動を起こし、自国の税関当局に連絡し、必要な準備が全て完了しているかどうかを確認するべきである。

EU27 加盟国は衛生植物検疫（SPS）管理の分野において、英国から EU への輸入の入域拠点に**国境検査所（BIP）**を新設、又は既存の検査所を拡張した。上述のように、第 50 条第 3 項の期間の直近の延長を考慮し、これらの BIP を承認する非立法的措置を再度採択する必要がある。EU27 加盟国は、これらの BIP が最初から完全に機能することを確保するため、追加的な期間を活用し、これらの BIP をさらに調整する必要性について評価するべきである。欧州委員会はさらに、ノー・ディールのシナリオでも、必要な IT システムによる支援を含め、英国を経由するアイルランドとその他の EU との陸橋ルートを迅速に利用できるよう、最も関わりのある加盟各国との定期的な連絡を維持している。

## 輸送

**航空輸送**の分野について、緊急時対応規則(EU)2019/502<sup>28</sup>には、英国離脱後に EU の航空会社が EU の過半数所有要件及び経営支配要件を遵守するための特別な仕組みが含まれる。航空会社は、この要件を完全に遵守するために自社が講ずる対策の内容について説明する計画書を、各国の許可機関に対し規則の発効（すなわち 2019 年 3 月 28 日）から 15 日以内に提出しなければならなかった。管轄する許可当局は、これらの対策により遵守が確保されるかどうかを 2 カ月以内に評価し、その評価を欧州委員会及び航空会社に伝えなければならない。緊急時対応に関する規則の下、関係航空会社は、次に、2020 年 3 月 30 日までに対策を実行し、所有権及び経営支配に関

---

<sup>25</sup> EORI の申請件数が（2019 年 2 月の 5 万 7,556 件から 2019 年 3 月の 30 万 6,105 件へと）2019 年 3 月に大幅に増え、英国に近い加盟国における増加が最も大きい。フランスでは、申請件数が 4,020 件から 21 万 9,924 へと 55 倍に増え、アイルランドでは 1 月の 327 件から 2019 年 2 月及び 2019 年 3 月にはそれぞれ 2,017 件及び 1,941 件へと 7 倍に増えた。ベルギーでは 962 件から 1,570 件へと 50%増え、イタリアでは 2018 年 2 月の 5,890 件から 3 月の 3 万 1,375 件へと 6 倍に増えた（出典：事業者システム（EOS）データベースの月報）。

<sup>26</sup> [https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/file\\_import/guidance-customs-procedures\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/file_import/guidance-customs-procedures_en.pdf)

<sup>27</sup> AEO 申請件数が（2017 年の 1,449 件から 2018 年の 1,727 件に、また 2019 年の最初の 5 カ月間だけで 943 件に達し）2018 年及び 2019 年に増えた。こうした増加は、特に（2017 年の 16 件から 2018 年の 42 件に増え、2019 年の最初の 5 カ月間で 76 件に達した）アイルランド及び（2018 年全体で 132 件であったのに対して 2019 年の最初の 5 カ月間で 100 件に達した）フランスで著しい。認可事業者資格を申請するには EORI ナンバーが必要であるため、EORI 登録件数が 2019 年 3 月にピークに達したことで AEO 申請件数が今後さらに増える可能性も否定できない（出典：事業者システム（EOS）データベースの月報）。

<sup>28</sup> グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国の EU からの離脱に関連して航空の基本的な接続性を確保するための共通ルールに関する 2019 年 3 月 25 日の欧州議会及び理事会規則(EU)2019/502、OJ L 85I、27.3.2019、p. 49。

する EU 法を完全に遵守しなければならない<sup>29</sup>。このプロセスは進行中であり、欧州委員会は各国当局と定期的に連絡を取り合っている。また、緊急時対応のための規則では、英国の航空会社が運航を希望する各加盟国から運航許可を得るための申請書を提出することも認めている。また、これらの規定も、2019年3月28日から適用開始となっている。

**鉄道輸送**分野において、関連する EU27加盟国の許可文書を入手するために必要な手続をとっていない事業者は、それらの文書を入手するために必要なことをすべきである。緊急時対応のための規制(EU)2019/503<sup>30</sup>は、既に規則を確実に遵守するためにゆとりのある期間を提供している。欧州委員会は、延期を考慮すれば、離脱日までに遵守を確保ための十分な期間が事業者にとられていると考える。国境を越える路線で列車を運行することを引き続き希望しながら、EU27加盟国の有効な許可をまだ取得していない鉄道会社は、そのための手続をとらなければならない。これはかなりの数の鉄道会社に見られるケースである。英仏海峡トンネルを通過する鉄道事業の安全認証及び運行許可に関しては、各国当局及び特定の事業者は、関連する EU27加盟国の認証及び許可を確実に入手するためのさらなる対策を講じてきた。

### 漁業活動

**漁業**分野において、欧州委員会は EU の緊急時対応のための規則を実施するために迅速な対策を講じてきた<sup>31</sup>。欧州委員会及び加盟国は、漁業許可に関する緊急時対応のための規則が適用され次第早急に、英国の水域へのアクセスを求める EU 船舶による許可要請を処理できるよう、情報を適切な形式で収集するために協力してきた。欧州委員会は、必要となった場合に緊急時対応措置を迅速に実施するために必要な体制を確実に整える。

また、必要かつ適切な場合に欧州海洋漁業基金に基づく資金を暫定的な操業停止に利用できるように各国の漁業プログラムを調整するため、欧州委員会は加盟国と緊密に協力してきた。欧州委員会は、EU 船舶が英国の水域にアクセスできなくなる可能性に備え、関係する EU27加盟国が協調して取り組む重要性を改めて表明している。EU の水域における漁業活動の立ち退きの可能性を含む変化やゆがみを監視し、暫定的な操業停止への支援に活用する可能性を含めた協調的な対応を提供できるよう、共通の枠組みの確立に向けてさらなる協議を促進する用意がある。また、欧州委員会は、欧州漁業管理機関と引き続き協力していく。同機関は、英国の EU 離脱後増大する取締まり、監視及び監督に対するニーズに効果的な役割を果たすことができる。

英国が EU との合意なく 2019年10月31日に EU を離脱する場合には、国際法上の義務に従い、また科学的助言に基づき、英国とこの分野に関する特定の取決めを結ぶ

---

<sup>29</sup> 規則(EU)2019/502 の第 16 条(4)は、以下のいずれか早い方の日に同規則の適用を中止すると定めている。(a) 欧州連合が当事国である、航空輸送の提供を規律する英国との包括的な合意が、場合に応じて、発効した日又は暫定的に適用された日、又は(b) 2020年3月30日。

<sup>30</sup> 英国の EU からの離脱に関連する鉄道の安全性及び接続性の特定の側面に関する 2019年3月25日の欧州議会及び理事会規則(EU)2019/503、OJ L 85I、27.3.2019、p. 60。

<sup>31</sup> 英国の水域における EU 漁船の漁業許可及び EU 水域における英国の漁船の漁業に関する規則(EU)2017/2403 を改正する 2019年3月25日の欧州議会及び理事会規則(EU)2019/498、OJ L 85I、27.3.2019、p. 25；及び英国の EU からの離脱後の欧州海洋漁業基金に関係する特定のルールに関する規則(EU)No 508/2014 を改正する 2019年3月25日の欧州議会及び理事会規則(EU)2019/497、OJ L 85I、27.3.2019、p. 22。

ことも含め、2020年の漁獲可能量の設定に及ぶ影響を適切な時点で考慮する必要がある。

## 金融サービス

金融サービス分野において、企業は2019年4月12日という前回の離脱日までの間に、EU27加盟国における（企業の）設立、越境契約の修正又は終了、及びビジネスモデルの適応を含む緊急対応策を大きく前進させた<sup>32</sup>。しかしながら、幾つかの問題が残っている。自社のビジネスの一定の側面（契約管理やインフラへのアクセスなど）に関する準備が整っていない保険会社、決済サービス・プロバイダーその他の金融サービス事業者は、2019年10月31日までに準備対策を完了することを強く推奨する。欧州委員会は、企業の緊急対応策が完全に実施されることを確保するためにEUレベル及び各国レベルの監督当局と協力しており、企業によるそのような計画の実施を英国の監督当局が妨げることはないよう期待している。また、欧州委員会は、金融の安定性を保持し、金融サービスの単一市場における公平な競争環境を損なわないよう、金融サービス分野において各国レベルの緊急対策の準備のために一貫したアプローチが取られることを確保するため、加盟国と協力している。欧州委員会は安定的かつ開放的な金融市場の実現に尽力している。しかしながら、英国が合意なく2019年10月31日に欧州連合を離脱すれば、それは必然的に金融サービスにおける市場の一定の細分化につながるだろう。

## 3. 結論

欧州委員会は、英国の合意なき離脱が、あらゆるマイナスの経済的影響を伴う可能性のある結果であり続けると考えている。欧州委員会は、第50条第3項の期間延長を踏まえて現在のEUのあらゆる緊急時対応措置を評価してきたが、それらの措置が引き続き妥当かつ目的に適うと結論付ける。とはいえ、欧州委員会は、政治の動向を引き続き監視し、採択された措置を延長する必要があるかどうかを評価していく。また、欧州委員会は、加盟国及び利害関係者による準備を引き続き支援し、全ての利害関係者が、延長期間の終了する2019年10月31日までの期間を活かし、あらゆる事態にできる限り確実に備える重要性を改めて表明する。

---

<sup>32</sup> 欧州中央銀行及び欧州監督当局は、緊急対応策のデータに基づき、金融セクターの全体的な備えが満足のいく水準にあるとみなしている。イングランド銀行は、英国の金融セクターにおける備えが適切な水準にあると述べてきた。さらに、2019年5月のECB Financial Stability Reviewによれば、「ノー・ディールのブレグジットがユーロ圏全体の金融の安定性にもたらすリスクは対処可能であり、当局はこうしたシナリオに備えてきた」という。



欧州委員会

ブリュッセル, 12.6.2019  
COM(2019) 276 final

附属書 1

欧州委員会から欧州議会、欧州理事会、EU 理事会、欧州中央銀行、欧州経済社会評議会、地域委員会及び欧州投資銀行へのコミュニケーション（指針）

英国の EU 離脱に向けた緊急時対応措置の準備現況

附属書

## 準備法令及び緊急時対応措置のリスト

<p>欧州銀行監督局の本部所在地に関する規則(EU)No 1093/2010 を改正する 2018 年 11 月 14 日の欧州議会・理事会規則(EU)2018/1717 (欧州経済領域関連文書)  <b>COM(2017) 734 final</b> - OJ L 291, 16.11.2018, p. 1-2</p>
<p>欧州医薬品庁の本部所在地に関する規則(EC)No 726/2004 を改正する 2018 年 11 月 14 日の欧州議会・理事会規則(EU)2018/1718 (欧州経済領域関連文書)  <b>COM(2017) 735 final</b> - OJ L 291, 16.11.2018, p. 3-4</p>
<p>英国の EU 離脱後の EU の WTO 譲許表に含まれる関税割当枠の分配に関するものであって理事会規則(EC) No 32/2000 を改正する 2019 年 1 月 30 日の欧州議会・理事会規則(EU)2019/216  <b>COM(2018) 312 final</b> - OJ L 38, 8.2.2019, p. 1-25</p>
<p>英国の EU 離脱に関する EU 型式承認法を補完する 2019 年 1 月 8 日の欧州議会・理事会規則(EU)2019/26 (欧州経済領域関連文書)  <b>COM(2018) 397 final</b> - OJ L 8I, 10.1.2019, p. 1-7</p>
<p>英国の EU 離脱に関する規則(EC)No 391/2009 を改正する 2019 年 3 月 25 日の欧州議会・理事会規則(EU)2019/492 (欧州経済領域関連文書) - 船舶検査  <b>COM(2018) 567 final</b> - OJ L 85I, 27.3.2019, p. 5-6</p>
<p>英国の EU 離脱に関する規則(EU)No 1316/2013 を改正する 2019 年 3 月 25 日の欧州議会・理事会規則(EU)2019/495 (欧州経済領域関連文書) – 北海・地中海中核ネットワーク回廊の再編成  <b>COM(2018) 568 final</b> - OJ L 85I, 27.3.2019, p. 16-19</p>
<p>グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国の EU 離脱を理由とする、エネルギー効率に関する指令 2012/27/EU 及びエネルギー同盟のガバナンス及び気候行動に関する規則(EU) 2018/1999 の改正に関する 2019 年 3 月 19 日の欧州議会・理事会決定(EU)2019/504 (欧州経済領域関連文書)  <b>COM(2018) 744 final</b> - OJ L 85I, 27.3.2019, p. 66-68</p>
<p>英国の EU 離脱に関連して、EU 域境を越える際に国民がビザを所持しなければならない第三国及び国民がその要件を免除される第三国のリストを掲げる規則(EU)2018/1806 を改正する 2019 年 4 月 10 日の欧州議会・理事会規則(EU)2019/592  <b>COM(2018) 745 final</b> - OJ L 103I, 12.4.2019, p. 1-4</p>
<p>EU から英国への特定の二重用途物品の輸出に対し EU 一般輸出認可を付与する理事会規則(EC)No 428/2009 を改正する 2019 年 3 月 25 日の欧州議会・理事会規則(EU)2019/496  <b>COM(2018) 891 final</b> - OJ L 85I, 27.3.2019, p. 20-21</p>

英国が EU 離脱した場合でも領域的協力プログラムである PEACE IV（アイルランド・英国）及び英国-アイルランド（アイルランド・北アイルランド・スコットランド）（プログラム）の継続を可能にするための 2019 年 3 月 25 日の欧州議会・理事会規則(EU)2019/491		
<b>COM(2018) 892 final</b>	-	OJ L 85I, 27.3.2019, p. 1–4
グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国の EU 離脱に関連して航空の基本的な接続性を確保するための共通ルールに関する 2019 年 3 月 25 日の欧州議会・理事会規則(EU)2019/502（欧州経済領域関連文書）		
<b>COM(2018) 893 final</b>	-	OJ L 85I, 27.3.2019, p. 49–59
グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国の EU 離脱に関連する航空安全の特定の側面に関する 2019 年 3 月 25 日の欧州議会・理事会規則(EU)2019/494（欧州経済領域関連文書）		
<b>COM(2018) 894 final</b>	-	OJ L 85I, 27.3.2019, p. 11–15
グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国の EU 離脱に関連して基本的な道路貨物及び道路旅客の接続性を確保するための共通ルールに関する 2019 年 3 月 25 日の欧州議会・理事会規則(EU)2019/501（欧州経済領域関連文書）		
<b>COM(2018) 895 final</b>	-	OJ L 85I, 27.3.2019, p. 39–48
英国の EU 離脱後の欧州海洋漁業基金に関係する特定のルールに関する規則(EU)No 508/2014 を改正する 2019 年 3 月 25 日の欧州議会・理事会規則(EU)2019/497		
<b>COM(2019) 48 final</b>	-	OJ L 85I, 27.3.2019, p. 22–24
英国の水域における EU 漁船の漁業許可及び EU の水域における英国漁船の漁業に関する規則(EU)2017/2403 を改正する 2019 年 3 月 25 日の欧州議会・理事会規則(EU)2019/498		
<b>COM(2019) 49 final</b>	-	OJ L 85I, 27.3.2019, p. 25–31
英国の EU 離脱後における社会保障面の調整分野における緊急時対応措置を確立する 2019 年 3 月 25 日の欧州議会・理事会規則(EU)2019/500（欧州経済領域関連文書）		
<b>COM(2019) 53 final</b>	-	OJ L 85I, 27.3.2019, p. 35–38
英国の EU 離脱に関連する 2019 年の EU の一般予算の実施及び資金調達に関係する対策に関する理事会規則にかかる提案		
<b>COM(2019) 64 final</b>	-	立法手続がまだ完了していない
英国の EU 離脱に関連して規則(EU)No 1288/2013 により確立されたエラスムス・プラスプログラムの下で進められている学習モビリティ活動の継続に関係する規定を定める 2019 年 3 月 25 日の欧州議会・理事会規則(EU)2019/499		
<b>COM(2019) 65 final</b>	-	OJ L 85I, 27.3.2019, p. 32–34
英国の EU 離脱に関連する鉄道の安全性及び接続性の特定の側面に関する 2019 年 3 月 25 日の欧州議会・理事会規則(EU)2019/503（欧州経済領域関連文書）		
<b>COM(2019) 88 final</b>	-	OJ L 85I, 27.3.2019, p. 60–65





欧州委員会

ブリュッセル, 12.6.2019  
COM(2019) 276 final

附属書 2

欧州委員会から欧州議会、欧州理事会、EU 理事会、欧州中央銀行、欧州経済社会評議会、地域委員会及び欧州投資銀行へのコミュニケーション（指針）

英国の EU 離脱に向けた緊急時対応措置の準備現況

附属書

**利害関係者向け欧州委員会通知リスト**  
 欧州委員会部局がテーマ別に公開した「ブレグジット準備通知」<sup>33</sup>  
 (2019年6月12日現在)

テーマ	
<b>物品</b>	
1	工業製品
2	工業製品に関する質問と回答
3	レクリエーションクラフト・個人用船舶
4	ヒト用・獣医用医薬品
5	ヒト用・獣医用医薬品に関する質問と回答
6	植物保護製品
7	植物保護製品に関する質問と回答
8	殺生物性製品
9	殺生物性製品に関する質問と回答
10	自動車-型式認証
11	農業用・林業用車両、二輪車又は三輪車、四輪車、ノンロード移動機械 (NRMM) 一型式認証
12	自動車、農業用・林業用車両、二輪車又は三輪車、四輪車、ノンロード移動機械 (NRMM) 一型式認証に関する質問と回答
13	工業用化学品 (REACH)
14	洗剤
15	肥料
16	点火装置
17	民用爆薬
18	エコラベル
19	廃棄物
20	化粧品
<b>食品、飼料、生きた動物、植物</b>	
21	食品、有機生産及び品質制度 (地理的表示)
22	動物飼料
23	動物飼料に関する質問と回答
24	遺伝子組換え作物 (GMO)
25	ナチュラルミネラルウォーター
26	植物繁殖物質
27	動物育種/畜産学
28	動物衛生
29	植物衛生
<b>税関及び間接税、輸出入許可</b>	
30	関税及び間接税
31	原産地規則
32	付加価値税 (VAT)
33	輸出・輸入ライセンス
34	絶滅のおそれのある野生動植物の種 (CITES) の国際取引
35	木材輸入
36	知的財産権に対する税関の執行
37	関税債務及び関税に関するEU規則
38	ノー・ディールの場合の関税問題に関するガイダンス
39	輸送中の物品にかかる物品税に関するガイダンス
40	二重用途輸出管理
<b>金融サービス</b>	
41	法定監査
42	信用格付機関
43	資産管理
44	取引後サービス
45	投資サービス
46	銀行・決済サービス
47	(再) 保険

<sup>33</sup> 通達は次のウェブページで公表されている : [https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/preparedness-notices\\_en](https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/preparedness-notices_en)

48	退職年金取扱機関
	<b>民事司法、会社法、消費者保護、データ保護</b>
49	個人データ保護
50	会社法
51	国際私法・民事裁判
52	国際私法・民事裁判に関する質問と回答
53	消費者保護・旅客の権利
	<b>知的財産</b>
54	商標・共同体意匠
55	植物品種
56	著作権
57	補充的保護証明書
	<b>専門職資格</b>
58	専門職資格
59	食肉処理場職員資格
60	動物輸送者資格
61	船員資格
	<b>輸送</b>
62	航空輸送（アクセス）
63	航空安全
64	航空及び海上の保安
65	道路輸送
66	海上輸送（アクセスと安全）
67	鉄道輸送
68	内陸水路輸送
	<b>デジタル</b>
69	.euトップレベルドメイン名
70	電子商取引（情報社会サービス）
71	電気通信
72	オーディオビジュアル・メディア・サービス
73	eIDAS／信託サービス
74	ネットワーク・セキュリティ
75	ジオブロッキング
	<b>エネルギー・気候変動</b>
76	欧州原子力共同体（EURATOM）関連事項
77	電力・ガス市場
78	発電源証明（GoO）
79	自動車のCO2排出
80	海上輸送におけるCO2排出報告
81	排出取引制度
82	フッ素化ガス
	<b>その他</b>
83	ヒト由来物質
84	臨床試験
85	公共調達
86	EU競争法（独占禁止および合併管理）
87	EU環境管理・環境監査スキーム（EMAS）
88	船舶リサイクル
89	欧州市民イニシアチブ
90	漁業・水産養殖に関するEU規則
91	欧州労使協議会
92	産業セキュリティ（EUCI）
93	EUと英国間の旅行

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1 丁目 12 番 32 号

Tel. 03-3582-5569